

第1回 石川県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和6年7月31日 水曜日 10時30分～11時40分			
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室			
出席委員	公益代表委員	栗田 真人	木村 弘	
	労働者代表委員	徳本 喜彰	南 芳雄	村上 和幸
	使用者代表委員	敷波 利子	橋本 政人	山下 活博
	欠 席 委 員	公益代表委員 舟橋 秀明		
	事 務 局	細貝労働基準部長	南出賃金室長	石間補佐
		植田労働基準監督官	春名賃金調査員	
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 労働基準部長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p style="margin-left: 40px;">①部会長及び部会長代理の選出について</p> <p style="margin-left: 40px;">②関係労使の意見聴取について</p> <p style="margin-left: 40px;">③石川県最低賃金の改正金額について</p> <p>4 閉会</p>			
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 			

令和6年度 第1回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和6年7月31日（水）

10時30分～11時40分

金沢駅西合同庁舎 別館 2階共用第2会議室

【事務局】補佐 定刻となりましたので、第1回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日の専門部会は、専門部会委員任命後初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで、事務局で進行させていただきます。

なお、専門部会の辞令につきましては、皆様方の机の上に置かせていただいておりますので、お名前等のご確認をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、細貝労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】部長 皆様お疲れ様でございます。基準部長の細貝でございます。皆様におかれましてはお忙しい中、専門部会の委員をお引受けいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして感謝申し上げます。事務局といたしましては、皆様のご議論が闊達に進み、議論が円滑に運ぶよう全力でサポートしてまいります。なんなりとお申し付けをいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。それから、労働局長につきましては、専門部会のメンバーではないですけれども、オブザーバーの立場としてこの場に同席をさせていただきます。その旨をお伝え差し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】補佐 次に、委員の出欠状況につきまして、ご報告申し上げます。

公益代表の舟橋委員から、所用で欠席されるとの連絡をいただいております。現在、委員9名中8名のご出席でございます。最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしていますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。なお、本日の専門部会は公開となっております。傍聴希望者は3名でございます。

それでは、議題①の部会長及び部会長代理の選出について移らせていただきます。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから選挙するという手続きになっており

ますが、当審議会におきましては、従前から公益委員で協議した上で、推挙された方をご承認いただく方法をとっております。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】補佐 ありがとうございます。異議なしということでございますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。

7月11日午前9時から開催いたしました公益委員会議におきまして、部会長候補に栗田委員、部会長代理候補に木村委員が推挙されていることをご報告いたします。皆様いかがでございましょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】補佐 ご異議なしということですので、これより先は、栗田部会長に進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【栗田部会長】 改めまして、本年度の審議どうぞよろしくお願いいたします。まずは、今日表彰を受けられました高見前会長の後を受けまして、今年度限りだと思えますけれども部会長にあたらせていただきます。中央からの目安が50円という数字で過去最高の数字に上げられて、先ほどのビデオメッセージでもありましたように各種のデータに基づいて中央がその数字を出されたとおっしゃっています。一方において石川県の場合には今年度は特に能登半島地震の影響はどうしても見逃せないなということがあっております。昨日、所要で輪島と能登町に行く用事があって現地を見てきたんですけど、やはりまだまだガレキもそのままですし、倒壊している家屋もそのままだなどという、本当に復興はこれからだなど。産業の方も同じようにこれからどこまでできるのかということもあると思えますけど、一方において人材確保という観点からは石川県全体としてはある程度賃上げということは当然必要だということもありますので、本当に難しい審議で皆様には真摯にご議論いただければいけないと思えますけれども、この審議を通じて石川の未来に希望の持てる審議ができればと話をしておりましたけれどもそういった審議をお願いしたいと思っています。部会長が変わったら全会一致でなくなったと、ということにならないように私も一生懸命頑張りたいと思えますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは審議に移らせていただきます。議事に入る前に、本日の議事録確認者を

指名したいと思います。公益委員側は私が行います。労働者側は南委員にお願いいたします、使用者側は橋本委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、労使関係からの意見聴取についてということで、事務局より説明してください。

【事務局】 補佐

関係労使の意見聴取は、最低賃金法第 25 条第 5 項におきまして、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合におきましては、厚生労働省令に定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとされています。

意見聴取の方法は、最低賃金法施行規則第 11 条により、公示によって提出された意見書による他、審議に当たってその意見を聴く必要があると認められる者など関係労使の中から適当と認められる者を参考人として審議会に出席を求め、使用者側参考人からは経営状況の実態等、労働者側参考人からは賃金等労働条件の実態等について、委員が直接聴くこととしています。

今回の改正決定の調査審議に際して、7月11日から7月26日まで労使意見聴取のための公示をいたしましたところ、意見書の提出はございませんでした。資料の目次には意見聴取とありますがございませんでしたから、連合石川さんから、昨年同様にアンケートの集計結果が提出されておりますので、資料5ページ以降に、ご提出いただきました「連合石川 2024 最低賃金に関するアンケート結果」の写しを、お付けしております。

【粟田部会長】

労働者代表委員から、このアンケート結果について、補足のご説明等はいかがでしょうか。

【南委員】

毎年、この審議に先立ちまして実施をさせていただいております。今年については6月3日から7月19日までの期間において1,374件の回答がございました。これが前年より約60件ほど減っておりますが、今回ウェブ限定したことがあったのかなと思っております。内容を見ていただきますと、順番に行きますと性別は男性はほぼ7割、雇用形態については正社員の方が9割、年齢でいうと40代30代50代の順での回答になっております。4.の方にこの石川県最低賃金を知ってますかとの問いについては今回は40.4%ということで、昨年が47%ということで知らないという人が増えているという状況でございますし、この辺は私ども含めてまだまだ周知というものをしていかなきゃならないと思っておりますし、5.の生活の原資として933円がということについては約9割の方が少ないと感じてい

るということでございます。またいくらが妥当かということについては 1,000 円台を求めているということが結果的に出ているという状況でございます。また 7 月 26 日には街頭キャンペーンの実施をさせていただきまして、街頭でもシールに貼っていただけるアンケートということで石川県の 933 円が高いか安いか妥当かということで貼っていただいたキャンペーンについては 53 人から回答を得た結果 53 人全てが安いとの回答を得たというところも報告しておきます。

【栗田部会長】 ありがとうございます。それでは、このアンケート結果も念頭に置きつつ、運営規程に基づいて今後の審議を進めていくこととしたいと思います。

続きまして、議題③石川県最低賃金の改正金額について、へ移りたいと思います。

本日、中央から目安が示されたことを踏まえて、まず労使各側より総括的なご意見、補足のご意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側委員の総括的なご意見をお伺いしたいと思います。

【南委員】 今回の目安については一律全国 50 円ということで、昨年の最高金額さらに超えるという金額でありまして、正直大変大きな金額だとは思っております。しかしながら連合というのは、誰もが時給 1,000 円ということを目指しておりますので、石川県においては現在 933 円に 50 円でもまだ 1,000 円には届かないということでもあります。最低賃金の近くで働く方にとっては少しでも 1,000 円に近づけていく意味では、しっかりした審議していきたいと思っております。しかしながら 1 月 1 日に発災した能登半島地震こちらに大きな犠牲や被害ということもありますのでこの影響についてもまだまだ復旧復興の状況でありますので、そのまま人材不足また人材流出という点では今年の春闘の状況、物価高騰、生活していく上での最低賃金の引き上げについては注目されるころだと思えますし、労働側としても国や区市町自治体はじめさまざまな要請も含めて取り組みを検討しとるところでありますのでこちら、こちらとしてはしっかりと審議を行っていきたいと思っております。

【栗田部会長】 ありがとうございます。他の労働者側委員の方々のご発言はよろしいでしょうか。そうしましたら次に、使用者側委員の総括的なご意見をお願いいたします。

【橋本委員】 それでは今年もよろしくお願ひしたいと思います。審議にあたっては、これまで通り私どもは使用者側の意見だけを通そうというのではなくて、十分労働者側の意見を聞きながらまた公益委員のご指導を受けながら最終的にはより良い形で決着

できればと思っております。

それと、これは労働局というか厚生労働省にお願いなんですけど、先ほど 50 円の目安のご説明がありました。この目安というのは建前はここ地元で議論をして目安以下でもいいですよという建前はなってますが、現実にはそれは絶対にできません。最低限度の金額がこれですよという提示です。それで、今回の根拠があるのかないのか非常に大事で消費者物価指数が 3.2%、そしてあとみなさん可処分所得というのよくあるでしょ。可処分所得が増えていくかどうか人がそれぞれのゆとり豊かささそうといったことを実感できる生活になるかどうかなので、実はこれ消費者物価指数だけではなくて社会保障関係であるとかいろいろ様々などどうしても可処分所得を圧迫するといいますかそういう要因があるので、そういったことも加味をした上でこれだけの賃上げが必要なんではないか、ただしそこも柔軟に考えて今年例えば 5%を超えるから 5%ではなくて、基本的に 5%上げちゃうとどうなるかということ、絶対続かないんですよ。続くはずがありませんよね。10 年 5%上がるわけがないので、そういったところをお決めになるのは国なので、もう少し継続して賃上げできるようなそんな目安をどうしたら出せるのかというようなことをきちんと議論してほしい、中央審議会で。だから本当に 5%上げてみなさんついて行かれますか。5%というのは過去の時代ですよ、あれを経験してみなさんどうなったかというの十分知っているんで、失われた 30 年なんですよ。賃上げできない 30 年。そうなってくるとどうなるかということ、あのバブルの時に時価総額ベスト 10、日本の企業に 7 社入ってるだけです、今どうなっているかということベスト 100 の中に 1 社トヨタだけです。やりすぎるとその反動がくるし、何が大事かということ継続して上げれるような企業作りであったりそんな国をきちんと目指していただかないと、今の中央審議会の批判になるかもしれないけどそういうことを考えて出しているのかものすごく私は疑問に思います。私は日本人なので日本の発展を願っておりますので、ぜひ今だけではなく、とにかく継続できるような賃上げの目安づくりというかそういうことをぜひお願いしたいと思います。個人的には例えば、正常になったら消費者物価指数、これは絶対負担は強いられますよね、社会保障費も負担を強いられます。仮にそれが二つ足して 2%で賃上げ 3%になると 1%分はゆとり豊かさポイントみたいな形で表示するとか、そういうわかりやすいような指標も用いてやっていただけるとありがたいなと、それも単年度でやるのではなくて、5 年 10 年でこうなっているよというスタンスでいいのではないかなと思います。したがって今年の 5%は、皆さんがおっしゃったけどこれは大きすぎるんじゃないかと、皆さんそう思っている。だからちょっとまともな正常なやり方にしてもらえないかなと思います。

【栗田部会長】 ありがとうございます。使用者側の他に皆さんはいかがでしょうか。

【山下委員】 今回中央から示されました50円という目安、正直なところ驚いているというか困惑しているというのが率直な思いでございまして、地方の中小企業小規模事業者の実態が十分反映されたものになっていないのではないかと感じております。もちろん我々の方も経済の好循環を実現していくためには賃上げが必要であるということは十分に認識をしておりますけれども、やはり地方の中小小規模事業者の中にはですね、賃金を上げたくても上げれないいわば、物価上昇、企業で言いますと原材料費やエネルギーコストの上昇、賃金の上昇というものがですね価格転嫁できていない企業がまだまだ相当数いるという実態がございまして。そして、先ほど来お話がありますように石川県としては今年元日の能登半島地震この影響というものをですねやはり十分加味したものにしていかなければいけないのではないかと感じております。ただこの能登半島地震の影響がなかなかデータには表れてこない、という実態があらうかと思っております。私ども商工会ではそれぞれ中小企業小規模事業者の復旧復興に向けた支援ということで相談対応や支援はしておりますけどやはりまだまだ再建が見通せないどうしていいかわからないこういった企業さんが数多くいらっしゃいます。こういったこともですね、ぜひ審議の際にはデータとしては出てこないかもしれませんが十分ご配慮いただきたいこのように思っておりますのでどうぞよろしく願いをいたします。

【栗田部会長】 ありがとうございます。他によろしいですか。

それでは、ここで部会をいったん休憩して、ここから個別にご意見をお聞きしたいと思っております。事務局は控室について案内をお願いします。

【事務局】部長 部会長、発言よろしいでしょうか。

橋本委員からお話がございましたので、事務局というか、労働局、国へのお話ということですので一言お答え差し上げたいと思っております。

橋本委員のご指摘は、中賃で議論はされているけれども、これが果たして継続的な賃上げを、将来を見据えたものになっているのかといった視点での議論、これが益々必要なのではないかというご指摘かと存じます。内容について労働局の立場ですべて承知しているところではございませんけれども、橋本委員のご指摘については労働局としても当然受け止めまして、本省の方に伝えていくということになるかと思っております。それを受けていろいろ厳しい状況の中で今回中賃から出された目安、答申につきましても価格転嫁等々についてたくさん触れています。労働

者側からもご発言もありましたとおり各種の支援策についても中央最低賃金審議会としても厚生労働大臣に強く要望するという文言が入っているということで、5%という目安を示した上でこういったことが重要だという認識は中賃でも持つておられるのかなと思ってございます。その上で、橋本委員のご指摘が継続して賃上げを続けていく視点というのは極めて重要なのではないかということについては、しっかりと伝えたいと思っております。

【事務局】 室長 控室のご案内をさせていただきます。労働者側の控室は同じフロアの第 4 会議室、使用者側の控室は第 3 会議室を用意しております。

【栗田部会長】 そうでしたら一旦休憩とさせていただきます。

(公労・公使折衝)

【栗田部会長】 部会を再開いたします。
本日まず、1 回目の専門部会というので、ご双方からご意見を伺いました。本日は労使双方から特に金額の提示等はございませんでした。引き続き、いろいろな情勢を踏まえながら、双方ご検討いただくという形になりますけれども、主にいただいた、それぞれからいただいたご意見等を紹介をさせていただきたいと思えます。まず労働者側ですけれども、やはり人材確保、石川県での人材確保という観点から一定程度の賃上げ、最低賃金の引き上げをしていく必要があるという点、それから、まあ能登半島地震ということはあるにしても、それを最低賃金の中で積極的にこう捉えていくような考え方もしていくべきではないかというようなご意見いただいております。

後は、その最低賃金ですね、いろんな補助金補助制度だけではなくて、経済全体をこう、アップさせていくようなそういう政策を国に対して要望していきたいというようなご意見も伺っております。それから、あと隣県との関係ですね、富山県福井県との関係でそこはやはり、ある程度重視して考慮していきたいというお話を労働者側からいただいております。次に使用者側からですけれども、あの人材確保の観点から、ある程度の最低賃金のアップというのは必要だということは理解できるけれども、果たしてそれについていけるような今の目安があの上アップ率なのかということについては実態が伴っていないのではないかというようなご意見、それ

でどうなのかという疑問のご意見をいただいております。隣県との関係につきましては、勝った負けたという問題ではなくて、北陸 3 県がある程度差がないような形にしていくのが望ましいというご意見をいただいております。

それからあとは国に対してですね、なかなかこう支援策が、具体的なところが見えないという部分がある中で審議するむずかしさがあるということをおっしゃっておられます。それから冒頭にありましたように、大きな引き上げ額ってというのが、その持続可能性としてどうなのかというそういったご意見をいただいているという感じです。

今日のところではまだ検討段階と双方検討段階ということで、次回の専門部会に引き続き協議をいただければと思っております。

本日はこれで終了とさせていただきます、ぜひとも諸般の事情をご検討いただきまして、全会一致での結審をいただきますようお願いしたいと思います。

今、まとめさせていただきましたけれども、さらに補足でご意見等ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次回の案内を事務局からお願いします。

【事務局】 補佐 次回の専門部会は、8月2日金曜日午前9時30分から、本日より、2階会議室で開催いたします。

【栗田部会長】 ありがとうございます。以上をもちまして、第1回専門部会を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。